

条約法 1 ～条約の成立～

国際法の定立

→国際慣習法はどのようにして形成されるか?

→条約はどのようにして形成、運用、終了されるか? (「条約法」)

→その他に国際法の法源と呼べるものはあるか? (「新しい法源」)

I. 条約とは何か?

- 条約の定義 (ウィーン条約法条約 2 条 1 項 a 号)

「国の間^{*1}において文書の形式^{*2}により締結され、国際法によって規律される国際的な合意^{*3} (…名称のいかんを問わない^{*4})」

*1 国の間→条約締結権を持つ国際法主体の間

*2 文書の形式

◇ 口頭による合意

*3 国際法によって規律される国際的な合意

*4 名称のいかんを問わない

- 条約法とは何か?

II. 条約締結の方法

国家はどのようにして、条約に拘束されるという意思表示をするか?

- 伝統的な条約締結過程

全権委任→交渉→署名→批准→批准書交換

➤ 条約締結権者

➤ 交渉と署名

➤ 批准

定義 (条約法条約 2 条 1 項 b 号)

意義:

- 条約締結過程の変容
 - 条約の「世俗化」? → 民主的コントロールの必要性
 - 多数国間条約の増加
 - ◇ 発効要件としての批准国数
 - ◇ 加入:
 - ◇ 留保
 - 締結手続きの簡素化
 - ◇ 背景
 - ◇ 簡略形式の条約
 - 批准省略 (行政協定)
 - 交換公文

III. 条約締結過程の民主的コントロール

- 議会による監視の必要性
- 条約締結手続き簡素化の要請との整合

- 日本国憲法
 - 「条約承認制度」(73条3項)
 - 大平三原則
 - ① 法律事項を含む条約
 - ② 財政事項を含む条約
 - ③ 政治的に重要な条約